

交通事故や傷害事件等(第三者加害行為について)による ケガの治療を受ける時は、必ず共済組合へ連絡を!

組合員又は家族が、交通事故や傷害事件等の第三者の行為によってケガをした場合、一般的には、その事故に係る治療費は加害者が負担します。しかし、場合によっては、組合員証を使用して治療を受けることもできます。

第三者行為により医療機関を受診する際に組合員証(保険証)の使用を希望する場合は、共済組合へご連絡いただき、必要書類の提出を必ずお願いします。

なお、公務中(通勤中を含む)の事故による負傷は、公務災害補償基金が医療費を負担することとなりますので組合員証(保険証)の使用はできません。所属所の公務災害担当課へご連絡をお願いします。



!**組合員証を使用する場合の必要書類**

- 損害賠償申告書
- 確約書
- 事故証明書

※状況によって、追加書類の提出をお願いすることがあります。

!**第三者行為による交通事故にあつてしまったら**

軽微な事故であっても警察へ届け出て交通事故証明書(人身事故扱い)をもらいましょう。

また、運転免許証や車検証で相手方の氏名・住所・電話番号・保険会社の連絡先等を控え、相手の身元を確認してください。

!**治療が終了した時、または加害者と示談する場合**

治療が終了し、あるいは症状が固定した時や加害者と示談する際は、必ず事前に共済組合へご連絡ください。

ご連絡いただくことで、共済組合が加害者(又は保険会社)へ医療費の請求をします。

